

現 場 説 明 書

1. 工 事 名 所沢市庁舎第1駐車場改修工事
2. 工事場所 所沢市並木一丁目1番地の1
3. 貸与設計図書 工事特記仕様書、現場説明書、案内図、図面、参考内訳書

4. 設計図書の優先順位

- ①質疑回答 ②現場説明書 ③設計図書
④共通仕様書(最新の埼玉県土木工事实務要覧参照)

5. 工事範囲 図面に示された範囲とする。

6. 工事期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日までとする。

7. 質疑回答

受 付 令和8年 9月 8日(火)午前0時から午後24時まで

回 答 令和8年 9月10日(木)午後4時以降

受付方法 工事担当課へ質問書の電子メール送付による受付とする。

回答方法 情報公開システムへの掲載による。

※ 時間厳守のこと。

※ 質問事項がある場合は、電子メール受付確認の電話をすること。

※ 質問事項がない場合は、送付は必要ない。

※ 質問事項がない場合は、回答は行わない。

工事担当課 管財課 Tel 04-2998-9053

質問書送付先: a9053@city.tokorozawa.lg.jp

担当 白岩 祐太

8. 工事中の安全管理等

- ① 隣接地ならびに、道路等に損傷を与えることのないように十分に注意し、万一これが生じた場合は、受注者の責任において補修または復旧を行うこと。
- ② 住民・通行人等に危険を及ぼすことのないよう、万全の注意をはらうこと。
- ③ 現場から出入りする工事関係車両は、土砂の飛散がないように十分配慮すること。飛散した場合は、責任をもって清掃すること。
- ④ 労働基準法、その他の関係法規に基づいて作業すること。
- ⑤ 早朝・夜間の作業で騒音の発生する作業は避けること。

9. 工事中の環境保全等

- ① 騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については関係法令等遵守のうえ、周辺地域の環境保全に努めること。
- ② 建設機械の排出ガスによる大気汚染を軽減するため、建設機械を使用する場合は原則として国土交通省が制定した「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

10. その他

- ① 工事関係車両の駐車場等は、受注者の責任において確保すること。
- ② 工事の作業及び納まり上、必要と思われるものについては受注者の負担において施工すること。
- ③ 工事区域内沿道の商店、会社、住宅、公共施設等に工事の作業工程等周知調整すること。
- ④ 過積載車両及び違法改造車両等は使用しないこと。また目的外使用車(産業廃棄物運搬車)による土砂等の運搬は行わないこと。

特記仕様書・現場説明書・計算書・案内図、図面、参考内訳書等について

工 事 名 所沢市庁舎第1駐車場改修工事

ファイル形式 PDFファイル、エクセルファイル

ファイル名称 01.案内図.pdf・02.計算書.pdf・03.現場説明書.pdf・04.工事特記仕様書.pdf
05.参考内訳書.pdf・06.図面.pdf・07.質問書.xlsx

ファイルの構成	01.案内図	1 枚
	02.現場説明書	2 枚
	03.工事特記仕様書	2 枚
	04.参考内訳書	27 枚(表紙を含めて)
	05.図面	1 枚
	06.質問書	1 式

※入札の際、電子システムにより送信する参考内訳書は、表紙を含めて
8 枚目までとする。